

## 平成 23 年度の健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

これらは、財政の早期健全化や再生のための判断指標とするもので、健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上になった場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

平成 23 年度の決算に基づく算定結果は、下表のとおりで何れも早期健全化基準を下回っており、現在のところ財政健全化計画等の策定の必要はありません。

### 1. 健全化判断比率 (単位：%)

	吉野ヶ里町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－(黒字)	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	－(黒字)	20.0	30.0
③実質公債費比率	15.5	25.0	35.0
④将来負担比率	67.6	350.0	

### 2. 公営企業の資金不足比率 (単位：千円、%)

会計名	事業規模	資金不足額	資金不足比率
簡易水道特別会計	964	0	－
下水道特別会計	236,577	0	－

#### 4つの財政指標について

##### ① 実質赤字比率

一般会計等の赤字の度合いで、財政運営の深刻度を示します。23年度は黒字でした。

##### ② 連結実質赤字比率

吉野ヶ里町のすべての会計を連結した赤字の度合いで、町全体の財政運営の深刻度を示します。23年度は連結でも黒字でした。

##### ③ 実質公債費比率

借入金の返済額と、下水道特別会計や一部事務組合への繰出・負担金のうち借入返済に準じる額の合計を、標準財政規模と比較したもので、一般会計が負担する実質的な返済額の度合いを示します。23年度の比率は15.5%で、22年度から0.7ポイント減少しました。主因は、下水道特別会計や一部事務組合への繰出・負担金のうち借入返済に準じる額が共に減少したためです。

##### ④ 将来負担比率

町の借入金残高や将来負担する可能性のある負債の額を、標準財政規模と比較したもので、将来町の財政を圧迫する度合いを示します。23年度の数値は67.6%で、22年度より10.7ポイント下がりました。主因は、町債の繰上償還や、下水道特別会計における借入金残高の減少によります。